

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
1	* 1				-
2	* 2				<ul style="list-style-type: none"> 単に施行期日の日付を変更したのみ。
3	* 3				-
4	[13, 14]			* S.C.1	3項構成はスイス法と同一。よってスイス法を優先。
5				* S.C.2 [=S.C.2 par.1]	-
6	* 18			S.C.3 par.1	旧法とスイス法は、ほぼ同一。よって旧法を優先。
7	* 22				-
8	* [9]				-
9	* 15				-
10	26			* Fr.1157	旧法と仏法と、趣旨はほぼ同一であるが、本条の条文構成は仏法のそれにより近い。よって仏法を優先。
11	21			* Fr.1162	旧法と仏法と、趣旨はほぼ同一であるが、本条の条文構成は仏法のそれにより近い。よって仏法を優先。
12	* 27				-
13	* 28			Fr.1327	旧法と仏法は、ほぼ同趣旨。よって旧法を優先。
14	* 29				-
15	* 39			S.31 [=S.C.31]	旧法とスイス法は、ほぼ同趣旨。よって旧法を優先。
16	* 41				-
17			20	* Br.11; S.32 [=S.C.32 par.2]	ブラジル法がほぼ同一の表現。なお、独法は「前後関係が不明のとき」となっており、「前後関係が確認できない」という表現は、スイス法により近い。

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
18	[42]		* 12	[S.C.29]	旧法には「他人が権利を争うとき」や「権利保全請求」への言及がなく、またスイス法は、侵害の差止請求に加えて、損害賠償および慰謝料請求などに言及して、全体として独法の条文構成が一番近い。よって独法を優先。
19	* [40]	3			独法、スイス法は18歳で成人。旧法第40条は、20歳の成人と、婚姻による成年擬制を同時に規定。本条は旧法のモデルとなった1919年草案の「能力編」第3条に立ち戻ったものと見られる。よって旧法を優先。
20	* [40]	765			日法は婚姻適齢に関する条文。婚姻による成年擬制を規定する本条は、旧法第40条のモデルとなった1919年草案の「能力編」第4条に立ち戻ったものと見られる。よって旧法を優先。
21	* 46	4	[107]	S.C.19 [=S.C.19 par.1]	内容的には、旧法と日法はほぼ同一であるが、日法が2項に分けているのに対して、旧法は全てを単一の条項に収めている点で、本条に最も近い。よって旧法を優先。
22	47	* 4 [=4 par.1 sent.2]	[107]	[S.C.19 par.2]	単に利益を得、または義務を免れる限りにおいて」という表現は、日法から。旧法は「義務や条件を伴わずに利益を得る限り、有効」、独法は「単に利益を得るだけでない限り、同意を要する」という表現。よって日法を優先。
23	* 48			S.C.19 [=S.C.19 par.2]	スイス法は、「単に利益を得る行為」と「一身専属的な権利の行使」とに規定していて、この点で旧法の条文構成の法が近い。よって旧法を優先。
24	* 49			Jenks 50	本条は、旧法と英法ダイジェストとの混合条文とみられる。旧法第49条を基本とし、英法ダイジェストの「合理的な必要」に関する文言を加えたものと判断。
25		* 1061	[2229 par.2]		独法は16歳、日法は15歳。よって日法を優先。
26		* 5	[110]		独法と日法は、趣旨はほぼ同様だが、独法が単一の文で規定しているのに対して、日法は前段と後段に分けていて、本条の構成に近い。よって日法を優先。
27	* 50	[6]	[112, 113]		独法と日法は、法定代理人は未成年者に営業許諾を与えることができることを規定するが、旧法は、法定代理人が不当に許諾を拒否した場合に、裁判所が代わって許可できることも規定する。よって旧法を優先。

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
28	[50]	* 6	[112, 113]		独法は、自営と就業を分けて規定（112, 113）しているが、日法はそれを簡略化して単一条文にしている。なお、「未成年に実際には能力が欠けることが明らかとなった場合」は、独法では取り上げられていない。本条の構成は日法と全く同一。よって日法を優先。
29	* 54	7		Fr.490	<p>仏法は、親族および配偶者に請求権があることを規定するのみで、親等による制限がない。旧法と日法はほぼ同様の趣旨であるが、「官報による公示」は旧法のみ。よって旧法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、1923年旧法には禁治産宣告および準禁治産宣告についての条文はあるが、これらの決定の解除に関する条文が存在しない。これは旧法の「不完全性」を表わす一例と考えることもできよう。
30		* 8			-
31	[55]	* 9			旧法は「心神喪失と宣告された者」、日法は「禁治産者」と規定する。よって日法を優先。
32	* 56				-
33		* 10			-
34	* 59	11		[Fr. 514]	仏法は「浪費者」についてのみ規定し、日法は「心神耗弱、聾、啞、盲、浪費」を列挙する。条文構成は、旧法が本条に最も近い。よって旧法を優先。
35	60, 61	* 12		Fr.513; Br.459;	仏法は訴訟、和解、金銭の借受けや受領などを一文で列挙するもの。旧法は日法と同様、号に分けて詳細に規定しているが、その項目は、日法のもの本条に最も近い。
36		* 13			-
37				* Jenks 71	<ul style="list-style-type: none"> • 「専属財産」に関して、既婚女性の無能力の例外を定める例は他に見当たらず。
38		* [14]			<ul style="list-style-type: none"> • 「財産および家屋を拘束する行為」を定める例は他に見当たらず。
39		* 17			-
40				* Fr.226, * 905	-

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
41			* 1405		-
42		* 16			-
43				Fr.219	<ul style="list-style-type: none"> 仏法は、夫が妻に証書作成の許諾を拒否した場合の規定であり、妻の「専属財産」に関する規定は見当たらず。
44		* 21		Fr.102	<p>仏法は「各フランス人の住所とは、その主たる住居地をいう」、日法は「各人の生活の本拠をもってその住所とする」(de Becker; "The principal place where a person lives is his domicile.").</p> <p>よって日法を優先。</p>
45			7 [=7 par.2]	* Br.32	<ul style="list-style-type: none"> 居所を転々とする場合などを定める例は他に見当たらず。
46		* 22			-
47				* Br.33	<ul style="list-style-type: none"> 定まった居所を有しない者との「遭遇地」を住所と定める例は他に見当たらず。
48	[44]		7 [=7 par.3]	* Br.34 [Fr. 103]	本条の規定はブラジル法と同趣旨。また仏法も「主たる住居地を移転する意思」を規定。
49		* 24		Br.42; Arg.101	日法、ブラジル法、アルゼンチン法は、内容的にほぼ同趣旨。日法の条文の構文が本条に最も近い。よって日法を優先。
50	[45]		* 10		旧法は女性だけでなく、行為能力が制限される者一般に適用する原則を規定する。「夫が国外に住所を有するとき」の規定は、独法に見られる。よって独法を優先。
51	* 45		[11]	Br.36	独法は「嫡出子は父親の、非嫡出子は母親の住所を」と規定。旧法はほぼ同一内容。よって旧法を優先。
52			[9]	* Br.37; Arg.90	<ul style="list-style-type: none"> 本条はブラジル法と同趣旨。独法は軍人の住所に関する規定であり、公務員一般の赴任地をその者の住所と定める例は他に見当たらず。
53	64	* 25	1911	Br.463; Fr.112,114	<p>本条は、日法と旧法との混合条文とみられる。「必要なる処分」を規定する日法第1項を基本として第1項をおき、「管理人の選任」を規定する旧法を第2項としたものと判断。なお日法は、不在者が選任した管理人の権限が消滅した場合にも言及。独法もまた、本人の選任した管理人の権限が撤回された場合、さらに居所の知れた不在者が帰還を阻まれてい</p>

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					る場合にも言及。
54	*65	25 [, 26]	[1911]		混合条文 。日法は「本人不在中に管理人の権限が消滅した場合」に言及し、独法は「管理人の権限を撤回すべき事由がある場合」に言及。旧法は「不在者の財産に損害を生じる虞」を規定。よって、総合的に判断して旧法を優先。
55		*27 par.2			-
56	*66	28			日法は不在者の置いた「管理人」の改任について規定しているが、旧法は「代理人」の代理権を超える行為について規定。よって旧法を優先。
57	*67	27 par.1			証人の立会を要求しているのは旧法。よって旧法を優先。
58	*68	28			裁判所より選任される管理人が、不在者本人の置いた代理人と同一の権限を有することを規定しているのは、旧法。よって旧法を優先。
59	*69				-
60	*70	29 par.1			日法は担保の提供を要求するのみ。よって旧法を優先。
61	*71	29 par.2			本法の条文構成は旧法と同一。よって旧法を優先。
62	*72				-
63	*73				-
64	*74	30			混合条文 。本条第1項の文言は、旧法第1項のそれとほぼ同一。他方第2項の文言は、日法第2項により近いが、日法は1年の期間を、旧法は3年の期間を規定。よって、総合的に判断して旧法を優先。
65	[75]	*31			本法の条文構成は日法と同一。よって日法を優先。
66		*32			-
67				Fr.118	<ul style="list-style-type: none"> 仏法は失踪宣告の公告を規定するが、本条とは条文構成が異なる。
68	78	*33			本法の条文構成は日法と同一。よって日法を優先。

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
69		* 43			-
70	* 79			S.C.53	本法の条文構成は旧法と同一。よって旧法を優先。
71	* 80	50			支店の所在地に関する文言を含むのは旧法。よって旧法を優先。
72	* 81				-
73	* 82				-
74	* 83 par.1				-
75		[53]	[26, 32, 86]	* S.C.55 [=S.C.55 par.1]	独法は「理事は法人の法定代理人」とし、日法は「理事は法人を代表する」とする。スイス法は「法人の代表機関は、法人の意思を表示する」とする。よってスイス法を優先。
76		* 44	31		本条第1項に関しては独法、日法ともほぼ同一（求償権については言及はない）が、第2項の「法人の目的を超える行為」についての言及は日法のみ。よって日法を優先。
77		* 52 par.2	[28, 86]		独法、日法とも趣旨はほぼ同一だが、本条の文言は日法のそれと全く同一。よって日法を優先。
78		* 54	26 [=26 par.2] [, 68, 70, 86]		独法では、理事の権限の制限または変更は、登記されねば善意の第三者に対抗できないとされる。日法には登記への言及はない。本条の文言は日法とほぼ同一。よって日法を優先。
79	90	* 56	29		旧法、独法、日法とも趣旨は同一だが、独法は「緊急の場合」、日法は「遅滞のため損害を生ずる虞ある場合」には裁判所が仮理事を選任することを規定。他方旧法は「寄付行為に欠員の補充に関する規定がない場合」とする。よって日法を優先。
80		* 57			-
81	* 84	34			旧法、日法とも趣旨はほぼ同一だが、本条の文言は旧法と全く同一。よって旧法を優先。
82	86	* 37 [, 39]			旧法、日法とも趣旨はほぼ同一だが、第4号が旧法では「財団の管理に関する規定」、日法では「資産に関する規定」となっている。よって日法を優先。 <ul style="list-style-type: none"> • なお、1992年の改正で本条第3号、第5号が変更され、第6号が加えられた。

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
83		*41			-
84		*40			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一だったが、1992年の改正で全面的に書き改められた。
85	*85 [=85 par.2], 87 par.2	[34]	[22, 80]		独法は「州の認可」、日法は「主務官庁の許可」、旧法は「政府による権能付与」を要件とする。よって旧法を優先。
86	*87 par.1				-
87		*42	[82, 83]		独法は「認可により、寄付行為者は、提供された財産を財団に移転する義務を負う」とする。日法は「許可ありたる時より法人の財産を組成す」とする。よって日法を優先。
88	*88 par.1	53	26 [, 86]		独法は「理事は法人の法定代理人」とし、日法は「法人の事務につき法人を代表する」とする。「第三者との関係において」と規定する本条の文言は、旧法のそれに最も近い。よって旧法を優先。
89	*89				-
90	*91	67			旧法、日法とも趣旨はほぼ同一だが、本条の文言は旧法のそれと全く同一。よって旧法を優先。
91					理事による過失、寄付行為違反の際に裁判所による理事の改任を定める例は他に見当たらず。
92	*92	68, 70			旧法、日法ともほぼ同一の趣旨だが、本条の文言は旧法のそれと全く同一。よって旧法を優先。
93	*93	71	[43, 87]		旧法、独法、日法とも趣旨においてはほぼ同一だが、本条第1項の文言は旧法のそれとほぼ同一。よって旧法を優先。
94					<ul style="list-style-type: none"> 財団の解散時に、殊更に届け出義務を規定する例は他に見当たらず。
95	*94				-

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
96	* 95	72	45, 46 [, 88]		旧法、独法、日法とも趣旨においてほぼ同一だが、本条の文言は旧法のそれとほぼ同一。よって旧法を優先。
97	* 96				-
98	[97]	85	* 90		旧法、独法、日法とも「有体物」とする点では同一だが、旧法は動産と不動産の区別にも言及。他方日法は「本法において物とは」とし、独法は「法律上、物とは」とする。よって独法を優先。
99					<ul style="list-style-type: none"> 「財物」を殊更に定義する規定は他に見当たらず。
100		* 86 [=86 par.1]	[94], 96		本条は、日法と独法との混合条文とみられる。日法第1項を基本とする前段に、独法の趣旨を採用した後段を加えた規定と判断。
101				* Arg.2352; Br.47; S.C.713	本条は、アルゼンチン法とスイス法との混合条文とみられる。アルゼンチン法を基本として、「自然エネルギー」に関するスイス法の文言を加えた規定と判断。なお本条の文言は、1992年の改正によって、日法第86条第2項により近くなった。
102			91	* Br.50	本条の文言は、ブラジル法のそれと全く同一。
103	[100]		92	* Br.51	本条は、ブラジル法と独法との混合条文とみられる。ブラジル法は「本来の使用目的がその実体の破壊を意味するもの、または販売目的の動産」と規定。独法は「本来の使用目的が消費や譲渡にある動産」とする。よって、ブラジル法を基本としながら、「または」以降を独法92条第1項の表現に置き換えたものと判断。
104				* Br.52	<ul style="list-style-type: none"> 「可分物」を殊更に定義する規定は他に見当たらず。
105				* Br.53	<ul style="list-style-type: none"> 「不可分物」を殊更に定義する規定は他に見当たらず。
106				* Br.69	<ul style="list-style-type: none"> 「非融通物」を殊更に定義する規定は他に見当たらず。
107	[101 par.1]		[93]	* S.C.642	独法、旧法とも「物の要素とは破壊・変質せずして相互に分離できないもので、それは（本体から離れて）特別の権利の目的とすることができない」という趣旨。「地方の慣習」に言及しているのはスイス法のみ。よってスイス法を優先。

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
108	* 104				-
109	* 101 par.2		95		独法、旧法とも同一趣旨であるが、独法は土地の場合と建造物の場合と、2項に分けて規定。本条の文言は旧法のそれとほぼ同一。よって旧法を優先。 <ul style="list-style-type: none"> • なお、本条のタイ語原文には、関係文中に更に関係文と分詞とが含まれ、関係文の述語自体は、3つ目の動詞であるという、特異な依存構造が見い出される。
110	[102]			* S.C.644	旧法とスイス法はその趣旨においてほぼ同一だが、本条の文言はスイス法のそれとほとんど同一。よってスイス法を優先。
111	* 105				-
112				* Arg.978; Br.81	<ul style="list-style-type: none"> • 「法律行為」を殊更に定義する規定は独法にも日法にも見当たらず。
113	[12, 113, 151, 152, 153]	90	[134], 138, [306]	Fr.1131, 1133 [; * S.O.20 par.1]	独法は「違法(134)」「反道徳(138)」「不能(306)」を別々に規定、仏法は「原因なき契約、詐欺による契約、違法の契約(1131)」、「良俗違反、安寧を害する契約(1133)」、旧法は「不能の合意、違法な合意、安寧または安全を害する合意(12,151)」、日法は「公序良俗違反の法律行為」を規定。本条の文言はスイス法のそれに最も近い。よってスイス法を優先。
114		* 91		[S.O.19 par.2]	スイス法、日法とも同趣旨だが、スイス法は「公序良俗に関せざる場合にのみ（例外的に）有効」とし、日法は「公序良俗に反する場合を除いて（基本的に）有効」という文体。よって日法を優先。
115			* 125	[S.O.11 par.2]	-
116	* 107			Fr.1108	仏法は契約の要件として「契約をなす者が契約を結び得ることを要求し、旧法は「能力あるいは合意に関する規定に従わずになされた契約は、取り消すことを得」とする。よって旧法を優先。
117		[93]	* 116		独法、日法とも趣旨は同一だが、独法は「相手方が虚偽表示であることを知っていたときは例外」とし、日法は「知り得た場合」も含める。よって独法を優先。
118		94	* 117		独法は第1項で通謀虚偽表示を無効とするが、善意の第三者への言及はない。第2項は隠匿された行為がある場合にはそれに関する規定を適用するとする。日法は、隠匿された行為

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					への言及はない。よって独法を優先。
119	[134, 135]	* 95	[119 par.1]		独法は「事態を理性的に把握していたなら行なわなかったであろう場合」に限定して、錯誤による意思表示を無効とする。日法ではそのような限定はないが、錯誤につき重過失の場合は例外とする。よって日法を優先。 <ul style="list-style-type: none"> • なお、本条の文言は、1992年改正によって、日法第95条の文言から若干離れることとなった。
120			* [119 par.2]		-
121	137 [, 138]	* 96	[123]	[S.O.28, 29 par.1]	独法は第2項で第三者の詐欺により相手方およびその他の者が権利を得た場合を規定。旧法は「契約締結時」を基準とする。スイス法は「詐欺による誤認がたとえ非本質的な点に関するものであれ、拘束力なし」とする。本条の文言は、日法のそれに最も近い。よって日法を優先。
122	* 136				-
123					<ul style="list-style-type: none"> • 詐欺の程度によって、損害賠償請求権のみが認められる場合と、取消も認められる場合とを区別する例は他に見当たらず。
124				* Br.94	<ul style="list-style-type: none"> • 「故意の黙秘」を詐欺とする規定は他に見当たらず。
125				* Br.97	<ul style="list-style-type: none"> • 双方の詐欺を規定する例は他に見当たらず。
126	[139]			* Br.98 [S.O.30 par.1]	本条の文言は、ブラジル法のそれとほぼ同一。旧法は「強要された合意、または生命、身体 […] 財産に危害が及ぶであろうと信じられる程度に脅迫されたために止むを得ず表示した合意は、強迫によるものと見なす」と規定。スイス法は「生命、身体 […] 財産に現実的且つ深刻な危害が及ぶであろうと信じるのが当然の強迫は、これを [法的に] 斟酌すべきものとする」と規定。
127				* Br.100 [S.O.30 par.2]	本条の文言は、ブラジル法のそれとほぼ同一。警告の語勢や表現が通常以上に威圧的であっても、それが通常の権利行使である以上は、それを「強迫」とは見なさないとの意と思われる。スイス法は「権利の行使は、権利者に不相応な利益を認めさせるために、相手

1925年タイ民商法典第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					方の弱みにつけ込むような場合に限り、これを「強迫として」法的に斟酌されるべき」と規定。
128	[138]			* Br.101 [S.O.29]	本条の文言は、ブラジル法のそれとほぼ同一。旧法は「契約の一方当事者が表明した合意は、他方当事者または第三者に強迫されたための場合は、瑕疵あるもの」と規定。スイス法も同様に「一方当事者が他方当事者または第三者に強迫されて契約に合意した場合は、その契約は無効。第三者による強迫の場合には、他方当事者がそれを知らず、また知ることができなかつた場合でも、公平性の要請に適するときは、被害者は他方当事者に損害賠償を請求できる」と規定。したがって両法とも限りなく本条に近いが、趣旨が若干異なると思われる。
129	* 141			Br.99; Fr.1117	本条は、旧法とブラジル法との混合条文とみられる。旧法の構文を基本として、ブラジル法から「当該行為 [の深刻さ] に影響された [かもしれない] 事情」との表現を採用したものと判断。
130		* 97	[130 par.1, 2]		本条は、日法と独法との混合条文とみられる。日本法の構文を基本とし、独法第130条第1項の後段を本条第1項に加えたものと判断。
131		* 98	[131]		独法は「未成年、制限能力者に対する意思表示は、その法定代理人が認識した時点より、その効力を発する」とする。本条の文言は、日法のそれにより近い。よって日法を優先。
132			* 133		-
133	* 112				-
134	* 113	119			日法は「無効を認識しつつ為された追認は、新たな行為とみなす」とする。本条の文言は、旧法のそれにより近い。よって旧法を優先。
135			* 139		-
136			* 140		-
137		* 120			-

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
138	[114]	121	* 142 par.2 [=142]	Br.158	本条は、独法とブラジル法との 混合条文 とみられる。本条第1項、第2項の文言は、独法と全く同一。本条第3項は、ブラジル法の趣旨とほぼ同一。よって、独法を基本として、ブラジル法を加えたものと判断。なお日法は、無能力者の現存利益の償還義務を規定。
139	[111, 149, 150]	* 122	[144]		独法は「取消権者が追認した場合は、もはや取消できない」とし、旧法は本条とほぼ同一の趣旨であるが、本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。よって日法を優先。
140		* 123	143		独法は取消の意思表示を向けるべき相手を契約や単独行為の場合を分けて詳しく規定。本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。よって日法を優先。
141		* 124			<ul style="list-style-type: none"> 本条の文言は、日法第124条に忠実であったが、1992年の改正により、その文言は日法のそれから離れたものとなった。
142		* 125			-
143	142, 144	* 126	[121, 124]		本条は、日法と旧法との 混合条文 とみられる。独法は錯誤の場合と詐欺・強迫の場合とを分けて規定。日法は消滅時効を5年、除斥期間を20年と規定。旧法はそれぞれ、1年および10年。よって、日法の構文を基本として、時効と除斥の期間を旧法のそれと置き換えたものと判断。
144	[204]			* Br.114	本条の文言は、ブラジル法のそれと全く同一。旧法は「債務の履行〔義務の履行〕または債務の消滅が、不確実な事態の生起または不生起に依存するとき、それを条件付きの債務とする」と規定。
145		* 127	[158, 159]		独法、日法とも趣旨はほぼ同様だが、本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。よって日法を優先。
146		* 128	[160]		独法、日法とも趣旨はほぼ同様だが、本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。よって日法を優先。
147		* 129			-
148		130	* 162	[S.O.156]	日法は本条第1項に当たる内容だけで、本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。よって独法を優先。

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
149		* 131			-
150	* [205]	132		Fr.1172; S.O.157	仏法は「不能の条件、善良の風俗に反する条件、違法の条件」、スイス法は「違法または反道徳的な行為もしくは不作為を唆すような条件」、旧法は「違法な条件、反国家的な条件、人または財産に危害を及ぼすような条件」、日法は「不法の条件」のみに言及。趣旨ではスイス法が最も本条に近いが、文言や条文構成では旧法に近い。よって旧法を優先。
151		* 133			-
152		* 134		[Fr.1174]	-
153		* 135			-
154	[211]	* 136		Br.126	本条は、日法とブラジル法との混合条文とみられる。日法の構文を基本とし、第1項にブラジル法の規定する但書き（条件文）を加えたものと判断。なお旧法は、本条第1項に当たる内容だけで、期間の利益の放棄に関する第2項に相当する部分はない。
155		* 137		Fr.1188	仏法は「債務者が資産を分散し、または担保を減少させたとき」のみに言及。本条は日法の条文構成とほぼ同一。よって日法を優先。
156	[30]	* 138	[30]	186	本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。日法は独法をモデルにしていると思われるが、独法は期間と期限の双方を含む。旧法は「別段の定め」に言及せず。よって日法を優先。
157	[31]	139			<ul style="list-style-type: none"> 混合条文の可能性。本条第1項は旧法に基づき、第2項は日法に基づくものと思われる。
158	[32]	* 140	187		<p>独法と日法は、初日を算入する場合としない場合を区別し、その趣旨においてほぼ同様。旧法は区別せず。本条の文言は、日法のそれと最も近い。よって日法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、本条の文言は、1992年の改により、日法のそれから離れたものとなった。
159	[33, 34, 35]	* 143	[188]		独法は、初日が期間に算入されない場合には、起算日に相当する日の終了、算入される場合には、起算日相当の日の前日の終了を以て、期間満了とする。旧法は、起算日に相当する日の終了を以て期間の満了とする場合のみを規定。本条の文言は、日法のそれに最も近い。よって日法を優先。

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
160	* 36		190		独法と旧法は、その趣旨において全く同一。よって旧法を優先。
161	* 37	[142]	193	[S.O.78]	独法は「日曜日、法定の祝日、土曜日」に、日法は「大祭日、日曜日、その他の休日」に、スイス法は「日曜日、法定の祝日」に言及。本条の文言は、旧法のそれと全く同一。よって旧法を優先。
162	* 38				-
163	[425]			* Jenks 158	<ul style="list-style-type: none"> 消滅時効の効果を「権利の消滅」ではなく、「訴権の停止」とするのは英法。
164	* 452	167 [=167 par.1]		S.O.127	日法は債権の消滅時効を10年、除斥期間を20年と規定。旧法とスイス法は「消滅時効を10年」のみを規定。本条の文言は、旧法のそれとほぼ同様。よって旧法を優先。
165			* 196		-
166			* 197		-
167	* [450]			Fr.2227	仏法は「公機関もまた、自然人と同様に消滅時効を負担し、その利益を得る」ことを規定するのみ。旧法は「国家の債権は、その消滅時効を10年」と規定。よって旧法を優先。
168	* [451]				-
169	429 [, 431 par.2]		* 198		独法と旧法とは、その趣旨においてほぼ同一だが、本条の文言は、独法のそれにより近い。よって独法を優先。
170	[430, 431 par.1]		* 199		<p>独法と旧法とは、その趣旨においてほぼ同一だが、本条の文言は、独法の前段と後段とを分けて2項構成にしたもの。よって独法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、本条中「告知」となっている文言は、Chung Hui Wangの英訳では"notice"である。しかし独語原文では"Kündigung"であるから、本来ならば「解約告知」と約さねばならなかったはずである。
171			* 200		-
172	[438 No.4, 443]		* 208	Br.172 V	本条は、独法、旧法、ブラジル法の混合条文とみられる。独法は「一部弁済、利息支払い、担保提供、その他の方法による債務の承認」を規定していて、これを基本にして、旧

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					法第 443 条から「書面による承認」の文言、ブラジル法から「暗黙の承認を意味するその他の行為」に関する文言を加えた規定と判断。
173	* [438 No.1, 2, 3]		209		独法は第 1 項で弁済、確認、強制執行を求める訴えを中断事由とし、第 2 項で訴えの提起と同等の事項を詳細に規定。旧法は「訴訟提起、破綻手続き参加、仲裁の申立て」及びその他の手続きを中断事由として規定。本条の文言は、旧法のそれにより近い。よって旧法を優先。
174	[438 No.1]	* 149	212 [=212 par.1]		独法は「訴えの取下げ、時案に立ち入らない判断による訴えの却下」に、旧法は「訴えの放棄、却下」の場合を事項中断の例外とする。本条の文言は、日法のそれにより近い。よって日法を優先。
175	* 439		211 [=211 par.1]		本条は、旧法と独法との混合条文とみられる。独法と旧法は、その趣旨においてほぼ同様だが、「他の形態での訴訟終了」に言及しているのは独法。よって、旧法を基本としながら、独法から当該部分を「または」以降に採用したものと判断。
176	* 440			Fr.2246; [S.O.139]	仏法は「管轄権なき裁判所からの出頭命令でも時効は中断する」とする。旧法は、時効完成時には 6 か月の延長、スイス法は 60 日の延長を規定。よって旧法を優先。 <ul style="list-style-type: none"> なお、独法第 212 条は時効中断の規定だが、本条は時効停止の規定である。
177	[438 No.2]	* 152	[214 par.2]		独法は「申立ての取下げ」にのみ言及。日法は「取消しまたは却下」。旧法は「申立ての放棄または却下なき場合に限り」と例外として規定。よって日法を優先。
178	[441]		* 214 [=214 par.1, 3]		旧法は本条第 1 項の内容を規定するのみ。本条の文言は独法のそれにほぼ一致。よって独法を優先。
179	[442]		* 220 [=220 par.1]		独法は「仲裁裁判所、特別裁判所、行政裁判所など」の手続きによる中断その他の効かを規定。旧法は「最終的な裁定まで中断が継続」することを規定するのみ。よって独法を優先。
180	* 445	168 [=168 par.2]			旧法、仏法、日法、すべて趣旨は同様だが、本条の文言は旧法と同一。よって旧法を優先。

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
181	* 446, 447	[157]	217	[S.O.137 par.1]	独法と旧法とはその趣旨において同一。スイス法および日法の第1項は、本条第2項に相当。本条の文言は、旧法のそれと全く同様。よって旧法を優先。
182	* 432	144			本条は、旧法と日法との 混合条文 とみられる。旧法は「時効の起算日に消滅したものとする」と規定。本条の文言は、日法のそれにより近い。よって、旧法の構文を継承しつつ、結論部分を日法の表現に変更したものと判断。
183	[435 par.1]	* 158	206 [=206 par.1]		<p>本条の文言は日法のそれとほぼ同様。独法と旧法には「時効満了前6か月以内」という制限はない。日法の規定する期間は6か月で、1年とするのは旧法。その点で本条は混合条文だが、総合的に判断して日法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、本条は1992年に改正されたが、その際、「時効完成時に未だ能力者となっていない場合、または法定代理人もしくは後見人が欠ける場合」という風に、選択的な要件となったため、未成年者及び心神喪失者の権利は、結局、法定代理人や後見人が欠けるか否かに関わらず、能力具備から1年を経過するまでは、時効停止となる。つまり、条文の趣旨が大きく変わったことになる。
184	[435 par.2]	* 159 [=159 par.1]	[204]	[S.O.134 par.1 No.1, 2]	<p>独法およびスイス法は「婚姻、子の未成年、未成年後見が終了するまでは時効停止」とする。旧法が規定する期間は5年、日法は6か月。本条の文言は、日法のそれと最も近い。よって日法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、本条は1992年に改正されたが、その際、「時効完成時に未だ能力者となっていない場合、または法定代理人、後見人、もしくは保佐人が欠ける場合」という風に、選択的な要件としたため、法定代理人、後見人、保佐人が欠けるに関わらず、その不存在的の者の権利の消滅時効を規定するという不条理が生じてしまった。
185	* 436	159 par.2	204	[S.O.134 par.1 No.3]	独法およびスイス法は婚姻中は時効は停止し、解消時に再び進行とする。旧法と日法は、ともに消滅時効の完成のみを問題とするが、旧法が規定する期間は1年で、日法は6か月。よって旧法を優先。
186	* 437				-
187		* 161	203 [=203]		独法は「不可抗力により権利行使が阻害されている限り時効の進行は停止する」とし、期

1925年タイ民商法典 第一編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
			par.2]		間の定めはない。日法は消滅時効中断の阻害のみを問題に、その規定する期間を「妨阻の終了より2週間」とする。本条の条文構成は、日法のそれと近い。よって日法を優先。
188			* 222		-
189	* 434		223		旧法は、抵当権と先取り特権について、独法は抵当権、船舶抵当権、質権について同趣旨の有するが、滞納利息に関する5年の制限は独法にはない。よって旧法を優先。
190	[433]		* 224		旧法、独法とも、ほぼ同趣旨だが、旧法は利息請求権にのみ言及。よって独法を優先。
191	* 427		[225]	S.O.129	独法は消滅時効要件の加重を禁止する一方、軽減は合法とする。本条の文言は、旧法のそれと同一。よって旧法を優先。
192	426	146	225, 768 [=768 par.2]	Fr.2220; * Br.161; S.O.141 par.3	<p>本条は、ブラジル法、日法、独法の混合条文とみられる。ブラジル法第161条第1項の内容を日法の構文にしたがって書き換え、独法第768条第2項の表現を書き換えて本条第2項としたものと判断。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、仏法と旧法は同一内容で「時効完成前の放棄は不可、完成後は可」とする。日法は「完成前の放棄は不可」のみ。独法は「消滅時効の廃止や期間の延長は不可、期間短縮は可」とし、また「保証人は、主たる債務者が放棄した抗弁権を失わず」とする。
193	* 428	145		Fr.2223 [; S.O.142]	仏法は「債務者が時効の利益を放棄したときは、裁判所がそれを復させることは不可」とする。旧法、スイス法、日法は「職権による時効の援用は不可」とするが、本条の文言は旧法と全く同一。よって旧法を優先。

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
194			* 241		-
195		* 401	243		旧法は、本条第1項にのみ相当。独法と日法はほぼ同趣旨だが、本条第1項の文言は、日法のそれにより近い。よって日法を優先。
196			* 244		本条の条文構成は、独法のそれとほぼ同一。日法は、両項をひとつにまとめた形。よって独法を優先。 <ul style="list-style-type: none"> • なお、旧法第302条と第303条は競合しており、303条は日法第403条とほぼ同内容。
197		[402 par.2]	* 245		本条の条文構成と文言は、独法のそれとほぼ同一。日法は「他の通貨を以て弁済をなす」とする。よって独法を優先。
198	213, 214	[406]	* 262		独法、日法、旧法とも、ほぼ同一趣旨だが、「履行義務があるのは一つのみ」という文面は独法のもの。よって独法を優先。
199		[407 par.1]	* 263		本条の条文構成は、独法のそれとほぼ同一。日法第407条第2項は別の内容（一度なした選択の意思表示は、相手方の同意なくして取消えず）。よって独法を優先。
200	* 215, 216 [=216 par.1]				本条の文面は、旧法のそれとほぼ同一。独法は選択権が債務者にある場合と、債権者にある場合を分けて規定。日法は、単に弁済に至るも選択権者が選択しないときは相当の期間を定めて催告し、それでも選択しないときは相手方に移転、と規定していて、期間の定めのある場合とない場合は、区別していない。よって旧法を優先。
201		* 409			本条の文面は、日法のそれとほぼ同一。旧法は、第2項に対応するのみ。よって日法を優先。
202	219	[410]	* 265		本条の文面は、独法および日法のそれとほぼ同一。但し、日法は2項に分けている。旧法は、第1文に対応するのみ。よって独法を優先。
203			* 271	[S.O.75]	本条の文面は、独法のそれとほぼ同一。スイス法は、第1文に対応するのみ。よって独法を優先。

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
204			* 284	S.O.102	<p>本条の文面は、独法のそれとほぼ同一。但し独法第 284 条第 1 項第 2 文に相当する部分は欠けている。日法第 412 条は、おそらく旧民法の遺産。旧法 324 条は、むしろ日法第 412 条に近い内容。スイス法第 102 条は、独法を簡略化したもの。よって独法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、本条第 2 項中「告知」となっている文言は、Chung Hui Wang の英訳では"notice"であるが、独語原文では"Kündigung"であるから、本来ならば「解約告知」と約さねばならない。この差異の結果、本条の趣旨は、独法のそれと若干異なることとなった。
205			* 285		-
206	* 327				<p>本条の文面は、旧法のそれとほぼ同一。独法は、責任加重の規定（結果的には同じ）。よって旧法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、仏法は、目的物が債務者に責任のない事由によって滅失、紛失した場合の規定。
207	354, * 355	413	293	S.O.91	<p>混合条文。本条の趣旨は、独法および旧法のそれとほぼ同一で、旧法は独法をモデルにしたものと思われる。だが、「法的根拠なく」という文面は旧法にも独法にもなく、スイス法に「本旨に従った履行の提供」という表現があるので、その文言を採用したものと思われる。結局、「旧法第一」のルールに従って旧法を優先。なお、「債権者が履行を受領できない場合」に言及するのは日本法のみ。</p>
208	356 [, 359]	493	* 294, 295		<p>混合条文。本条の趣旨は、独法、日法、旧法のそれとほぼ同一。しかし、第 1 項の条文構成は独法に一番近い。よって独法を優先。第 2 項前段は日法の表現を採用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、本条第 2 項後段の「債務者の告知は、履行の提供と同様の効果を有する」という文言は、独法原文にはない。原文では「[履行の受領に] 必要な行為をするよう、債務者が債権者に催告することは、履行の提供と同様の効果を有する」となっている。なぜ、この差異が生じたか。一つの理由は、Chung Hui Wang の英訳では"A summons to the creditor to do the necessary act"と誤訳されているからである。困惑したブラザーマン侯は、それを書き改めたのであろう。
209	357		* 296 [=296]		<p>本条の趣旨は、独法および旧法のそれとほぼ同様だが、条文構成は独法がより近い。よつ</p>

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
			sent. 1]		て独法を優先。
210		[533]	* 298		本条の条文構成は、独法のそれと全く同一。日法は「反対給付なき場合には、履行拒否も可」という仕方の規定。よって独法を優先。
211			* 297		-
212			* 299		-
213		* 414			独法 249,251 は、損害賠償に関する規定。旧法は、「特別な履行（代替履行）」の規定と不作為債務の場合の規定であって、強制履行の規定ではない。スイス法は、作為義務の場合、不作為義務の場合、不法状態の除去について規定。よって日法を優先。
214	* 373				-
215		* 415 [=415 sent. 1]		[S.O.97 par.1]	<p>本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。スイス法は「債務が全く、または適切に履行できないときは、その責めを負わないことを証明できない限り、債務者はその損害を賠償のしなければならない」という趣旨。旧法は、「特別履行の請求」、「契約の取消」に並ぶ第三の効果として「債務不履行による損害の賠償」を規定。よって日法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、日法第 415 条前段の「債務の本旨」という文言は、de Becker の英訳"true intent and purpose"に従って「本来の目的」となっている。また日法第 415 条後段の「履行不能」に関する文言は、本条では削除されている。それに代えて、本条以降に、独法より「後発的履行不能」に関する条文が採用されている。
216			* 286 [=286 par.1]		-
217			* 287		-
218			* 280		-
219			* 275		-
220			* 278		-

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
221			* [301]		-
222		* 416			-
223			* 254		<ul style="list-style-type: none"> 独法は、債務不履行を原因とする損害だけでなく、不法行為による損害の場合をも含むものであるが、ここでは前者に限定して規定している。後者については、第442条で本条を準用している。
224			* 288, 289		-
225			* 290		-
226	* [6]				<ul style="list-style-type: none"> 本条第1項は、旧法の文言に近い。ただし第2項に相当する条項は、旧法にはない。
227		* 422	[255]		本条の文言は、日法とほぼ同一。日法は、債務者が損害賠償を支払うべき場合を想定しているのに対して、独法は、第三者が受領権者たる債権者に損害賠償を支払う場合を扱っている。よって日法を優先。
228			* [281]		-
229				* Fr.1251; * Br.985	本条の趣旨と構成は、ブラジル法のそれとほぼ同一。
230			* 268 [=268 par.1, 3]		-
231					<ul style="list-style-type: none"> 担保権者と保険者との関係を規定する条文は、旧法、日、独、仏、スイスの民法には見当たらず。
232					<ul style="list-style-type: none"> 前条と同様、旧法、日、独、仏、スイスの民法にモデル条文は見当たらず。
233	* 404	423 [=423 par.1]		Fr.1166	仏法は単に「債権者は債務者に代わってその権利を行使し、訴訟を提起することができる」とする。日法は「自己の債権を保全するため」という条件を付す。旧法は更に「債務者が権利の行使を故意または懈怠によって権利行使をしないために、自己の利益が害される虞がある場合」と規定。よって旧法を優先。

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
234	* 405				-
235	* 406				-
236	* 408				-
237	409	* 424			本条の文言は、日法とほぼ同一。旧法は、詐害行為取消請求権の要件を3号に分けて規定。よって日法を優先。
238					<ul style="list-style-type: none"> 前条の詐害行為取消権は、受益者が行為の時点で善意であれば成立しないのであるから、本条の趣旨が不明。詐害行為取消権の成立範囲を更に限定することが目的か。
239	* 412	425			旧法と日法は、同一内容。よって旧法を優先。
240	* 413, 414	426			本条の構成は、日法と同一であるが、1年、10年という期間の規定は旧法を踏襲。よって旧法を優先。
241		* 295		S.C.895 [=S.C.895 par.1]	<p>本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。スイス法は「債務者の意思によって債権者の占有下にある財物または有価証券」を留置権の目的物と規定する。よって日法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、日法の第2項は「占有が不法行為に始まる場合」を扱い、タイ法でも1925年の英語草案では "unlawful act" という表現を使っていたが、最終的なタイ語訳では「違法な行為 การอันใดอันหนึ่งซึ่งไม่ชอบด้วยกฎหมาย」と表現を改めている。
242				* S.C.896 [=S.C.896 par.2]	-
243				* S.C.897	-
244		* 296			-
245		* 297			-
246		* 298			-
247		* 299 par.1			-

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
248		* 300			-
249		* 301	273 [=273 par.3]		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法では、留置権の目的物の所有者を「債権者」と呼ぶ。よって日法を優先。
250		* 302			-
251	375, 379	* [303]			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法も同趣旨だが、一般債権者と先取り特権者との比較という形で規定。よって日法を優先。
252		* 305			-
253	[396]	* 306			本条の掲げる債権のうち、国税以外は日法と同一。旧法は、葬式費用、国税、労務報酬の3種をあげるのみ。よって日法を優先。
254		* 307			-
255	[397]	* 308 par.1			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は、死者の遺産のみがこの先取り特権の対象となるという規定を含む。よって日法を優先。
256					<ul style="list-style-type: none"> 国税に関する国の先取り特権を規定する条文は、旧法、日、独、仏、スイスの民法には見当たらず。
257	* 398	309			日法は過去6か月間の給料につき先取り特権を認め、額の制限はない。旧法は、「現在とそれに先立つ2か月」と規定するから3か月間の給料を対象とし、額の制限を定めている。よって旧法を優先。
258		* 310			-
259	380	* 311			本条の掲げる債権の種類は、日法のそれとほぼ同一。違いは日法の「公吏の職務上の過失」のみ。旧法は、「動産の先取り特権」と「不動産の先取り特権」を区別せずに「特別の先取り特権」としてまとめていて、その掲げる債権は、種類分けの仕方が日法とは異なる。よって日法を優先。
260	384	* 312			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は2項構成をとって、より詳しく規定。よっ

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					て日法を優先。
261		* 313			-
262	[386 par.1]	* 314			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法もその趣旨はほぼ同様だが、2号に分割して規定する形態。よって日法を優先。
263		* 315			-
264		* 316			-
265		317			<ul style="list-style-type: none"> 本条の趣旨は、日法のそれとほぼ同一だが、文言が現代的で、且つ詳しい。したがって日法をモデル条文とするには、若干の躊躇を感じる。
266			559, 704		<ul style="list-style-type: none"> 独法第 559 条は、不動産の賃貸主は、賃貸人の持込み物に質権を有するという趣旨。その意味で本条にかなり近いが、文言が異なる。
267		* 318			-
268		319			
269		* 321			-
270		* 322			-
271		* 323 [=323 par.1]			-
272		* 324			-
273	380	* 325			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は、「動産の先取り特権」と「不動産の先取り特権」を区別せずに「特別の先取り特権」としてまとめていて、その掲げる債権は、種類分けの仕方が日法とは異なる。よって日法を優先。
274	382	* 326			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は、不動産に限らず「財貨一般」の保存費用につき、その保存された財貨の上に成立すると規定。よって日法を優先。

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
275	383 [=383 par.2]	* 327			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は動産・不動産を含めた「請負い」を対象とし、第1号で動産に関する請負いを、第2号で不動産に関する請負いを規定する。よって日法を優先。
276	387	* 328			本法の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は、「不動産とその全ての従物の売買代金」に関して成立する先取り特権として規定。よって日法を優先。
277	399	* 329			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は、特別の先取り特権、一般の先取り特権のそれぞれの優先順位がが、規定された順序に従うことを定めるのみ。よって日法を優先。
278		* 330			-
279	[402]	* 331			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は抵当権に基づく複数の先取り特権について、登記の日付に従って優先順位を決定すると規定。よって日法を優先。
280	403	* 332			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法も同一趣旨だが、日法が「複数の先取り特権者」と規定するのに対して、旧法は「複数の先取り特権」と規定。よって日法を優先。
281		* 333			-
282		* 334			-
283		* 335			-
284		* 336			-
285	390 par.2	* 337			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は動産の保存費用に関して第1項で規定し、不動産のそれについては第2項で規定するという形態。「1か月以内に登記」することを要件とする。よって日法を優先。
286		* 338			-
287		* 339			-
288		* 340			-

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
289	395	* 341			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法もまた同趣旨だが、「但し抵当権の規定で、本節の規定と背反するものは、これを準用しない」という但書を有する。よって日法を優先。
290	220, 221, 222	[427]	* 420		内容的には独法、日法、旧法、全て同趣旨だが、文面の構成は独法と同一。よって独法を優先。
291	225, 245	432	* 421		内容的には、独法、日法、旧法、全て同様であるが、文面の構成は、独法と同一。
292	247, 248		* 422		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法は、連帯債権者の一人による現実の履行と、履行提供および供託とを条文を分けて規定。よって独法を優先。
293		* 437			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法は、債務の全部を免除する場合に限定し、旧法も、独法と同一趣旨と思われる。よって日法を優先。
294	252		* 424		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法もまたは同趣旨だが、「債権者は、他の連帯債務者に対しても遅滞の責めを負う」と規定。よって独法を優先。
295	[257]	[440]	* 425		<p>本条の文言は、但書を除いて独法のそれとほぼ同一。日法と旧法は、「一人について生じた事項は他の連帯債務者には何の効力も生じない」という規定の仕方。よって独法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、本条第2項中「告知」となっている文言は、Chung Hui Wangの英訳では"notice"である。しかし独語原文では"Kündigung"であるから、本来ならば「解約告知」と約さねばならない。
296	258, 259	[444], 445	* 426 par.1		混合条文 。本条の本文は独法の文言に従い、但書の趣旨は、日法のそれに従う。旧法は、連帯債務者の平等な負担と、一人が履行した場合の償還請求権を規定。よって、総合的に判断して独法を優先。
297	227		* 427		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法は、連帯債務者のみならず、連帯債権者についても規定。よって独法を優先。
298			* 428		-

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
299			* 429		-
300	[230]		* 430		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法は、「持ち分は均等と推定」と規定。よって独法を優先。
301	265		* 431		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法は、不可分債務への連帯債務規定の準用を規定。よって独法を優先。
302			* 432		-
303	266, 267	* 466		[S.O.164]	本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。スイス法と旧法の規定内容は近似していて、ほぼ同趣旨だが、旧法は債務譲渡も含む規定。よって日法を優先。
304			* 400		-
305			* 401		-
306	* 271	467		S.O.165 [=S.O.165 par.1] [, 167]	「指名債権の譲渡」という表現は、日法に基づき、「書面による譲渡」という条件や、第2項はスイス法に由来すると思われるが、全体の構成では、旧法が最も近いと思われる。よって旧法を優先。
307	* 272		408 [=408 par.1]		本条の文言は、旧法のそれとほぼ同一。独法は、債権譲渡の事実を知らなかった場合に、債務者を保護する旨の規定。よって旧法を優先。
308	273	* 468	[404, 406, 407]	S.O.169 par.2 [=S.O.169]	混合条文 。本条第1項および第2項前段の文言は、日法のそれとほぼ同一。第2項後段は、スイス法第2項の文言とほぼ同一。独法および旧法では、債務者が承諾をした場合にも抗弁権は失われない。よって日法を優先。
309		* 469			-
310		* 470			-
311		* 471			-
312		* 472			-

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
313		* 473			-
314	289	* 474	267		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は「債務者による履行」を原則とし、「債務の性質が許す場合は例外的に第三者による履行も可」とする。独法も同趣旨だが、「債務者自らが履行すべきでない限り、第三者も履行可」、「債務者の承諾なき場合は、債権者は第三者による履行の受領を拒絶可」とする。よって日法を優先。
315	291, [292 par.1 No1]			* Fr.1239	旧法は「弁済受領権は債権者に」とのみ規定。仏法は「債権者またはその代理人、裁判もしくは法令に基づく受領権者」と規定し、「それ以外の者に弁済したときも、受領権者の承諾があり、または受領権者が利益を得る場合はなお弁済として有効」と規定。よって仏法を優先。
316	293	* 478			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法も同趣旨だが、「受領者に受領権限がないことを弁済者が知っていた、または知り得た場合は、その限りではない」とする但書を有する。よって日法を優先。
317	292 [=292 par.1 No.2, par.2]	* 479			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法も同趣旨だが、債務者が承諾した場合と、債務者の利益となった場合とを分けて規定。よって日法を優先。
318	293	* 480	370		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法も同趣旨だが、債権証書または受取証書の持参人に対して善意でなした履行を有効と規定。よって日法を優先。
319	295	* 481			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法も同趣旨だが、第三債務者に改めて弁済するよう裁判所が命じることができると規定。よって日法を優先。
320	* [296], 299			Fr.1243 [, 1244 par.1]	仏法と旧法は、その趣旨においてほぼ同一。よって旧法を優先。
321	[297, 298]	[482]	* [364]		混合条文。本条の文言のうち、第1項と第2項は独法に従い、第3項は、旧法第298条より採用。よって独法を優先。
322			* 365		-
323		* 483, 400		Fr.1245	仏法は「特定物は原状のまま引き渡せば足りるが、債務者などの過失によって毀損した場

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					合、債権者より催告を受けるも引き渡さない間に毀損してしまった場合はその限りにあらず」とする。本条の趣旨は、日法のそれにより近い。よって日法を優先。
324	313 [=313 par.2]	* 484		S.O.74 [; Fr.1247]	特定物の引き渡しに関しては、日、仏、旧、スイスとも同じ原則だが、その他の給付に関しては、日法が債権者の住所、旧法、仏法、スイス法が債務者の住所。スイス法は、金銭債務に関しては債権者の住所。よって日法を優先。
325	311	* 485			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は、第1文に相当する部分だけ。よって日法を優先。
326	[304 - 307]	[486, 487]		* [S.O.88]	混合条文 。本条の文言のうち、第1項第1文、第2文および第2項はスイス法に基づき、第3文は旧法第306条の文言と同一。日法は第1項第1文および第2文に対応する部分のみ。よってスイス法を優先。
327	308, 309, 310			* S.O.89	本条の文言は、スイス法のそれとほぼ同一。旧法も同趣旨だが、3条に分けて規定。よってスイス法を優先。
328	317 - 320, [321]	488, 489	* 366		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法と日法もほぼ同趣旨だが、両法とも、債務者が充当の仕方を指定しなかった場合には、受領者が決定できると規定。よって独法を優先。
329	322	491	* 367		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法も日法もほぼ同趣旨だが、旧法には債権者の受領拒否権の規定はなく、日法は弁財充当の一般規定を準用する。よって独法を優先。
330		* 492 [, 493]			-
331	361	* 494	372	[S.O.92, 96]	本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法、スイス法、旧法とも、「債権者が受領遅滞にある」ことを供託の要件としている。日法は独法に基づくが、独法は供託の対象を「金銭、有価証券その他の証書、および貴重品」と規定。よって日法を優先。
332		[498]	* 373		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。日法は「反対給付なければ、債権者は供託物を受取得ず」と規定。よって独法を優先。
333	362, 363	* 495	374		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法、旧法ともほぼ同趣旨。日法は独法に基づく

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					と思われるが、独法は規定された所以外の供託所に供託した場合や、債権者への通知が遅延した場合の損害賠償責任も規定。よって日法を優先。
334	365, 366	[496 par.1]	* 376, 379 [=379 par.3]		混合条文 。本条の文言は、第2項第3号を除き、独法のそれとほぼ同一。第2項第3号は旧法第365条の文言に基づく。日法は、質権や抵当権が消滅した場合にも、供託物の取戻を否定。よって独法を優先。
335			* 377		-
336	368, 369	* 497	[383 par.1]		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法、旧法もほぼ同趣旨だが、独法は「債権者の受領遅滞」を要件とし、旧法は「純収益」の供託を規定。よって日法を優先。 <ul style="list-style-type: none"> なお、旧法第368条と第369条は内容的に競合。
337			* 384 [, 383 par.3]		オリジナル・インデックスの記述"G.368"は、おそらく"G.383"の見間違いであろう。本条第1項から第3項までが独法第384条、第4項が同法第383条第3項を採用したもの。
338	* 371		381, 386		混合条文 。供託費用に関する文言では、旧法第371条と独法第381条は全く同一。おそらく旧法は独法をモデルとしたもの。しかし、ルールによって旧法を優先。それに加えて独法第386条から競売費用に関する文言を採用したものと思われる。
339	364, [265], 367		* 382		本条の文言は、時効期間を除き、独法のそれとほぼ同一。時効期間を10年とするのは旧法。独法は30年。よって独法を優先。
340	416	* 519	397 [=397 par.1]		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法は「債務免除の契約」および「債務不存在を確認する契約」を要件とする。旧法は、「免除された限度で消滅」と規定。よって日法を優先。 <ul style="list-style-type: none"> なお、第2項の原典は不明。
341	417	* 505	387		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法は「一方が他方に履行を請求し、同時に自らの債務を履行できる状態にあること」とし、また旧法は「金銭債務において双方が互いに債権者であり債務者であること」を要件と規定。よって日法を優先。
342	418	* 506	388, 389		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。日法は独法に基づくと思われるが、独法は第1項

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					と第2項の内容を2条に分けて規定。旧法は、遡及効を規定せず。よって日法を優先。
343	* 422	507	391 [=391 par.1]		本条の文言は、旧法のそれとほぼ同一。よって旧法を優先。この旧法第422条は、独法第391条第1項をモデルとしたものと思われる。日法も同様に独法をモデルとしたもの。
344		508	* 390		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。日法は、後段に当たる規定のみ。よって独法を優先。
345		* 509	393		<p>本条の文言は、日法のそれとほぼ同様。独法は「故意による不法行為」と条件を厳しくしている。よって日法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、日法は「不法行為を原因とする債務」としていて、タイ法でも1925年の英語草案では "unlawful act" という表現を使っていたが、最終的なタイ語訳では「違法な行為 การอันมิชอบด้วยกฎหมาย」と表現を改めている。
346		* 510	394 par.1 [=394 sent.1]		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。日法は独法に基づくと思われるが、独法は健康保険の請求権などの例外を規定。よって日法を優先。
347	421	* 511	392		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。日法は独法に基づくと思われるが、独法はいわば「第三債権者」が債権者の債権を差押さえたという視点から規定し、さらに差押え以前に債務者が取得した債権でも、差押え以後且つ差押え債権よりも遅く履行期を迎える場合は、相殺を禁止。旧法には「差し押さえ以後に取得した債権」という制限がない。よって日法を優先。
348	423 [=423-> 317 - 320]	[512-> 488 - 491]	* 396		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法および日法は、ともに弁済充当の規定を準用。よって独法を優先。
349		* 513, 516			<ul style="list-style-type: none"> • 本条第1項と第2項の条文構成は、日法第513条とほぼ同一。第3項は日法第516条を言い換えたものと考えられる。
350		* 514			-
351		* 517			<ul style="list-style-type: none"> • 本条の文言は、日法そのままであるが、「不法な原因」という文言を「違法な原因 มูลแห่งหนี่ไม่ชอบด้วยกฎหมาย」に改めている。ただし、起草者が用語的に両者を明確

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					に区別していたかどうかは不明。
352		* 518			-
353	424	* 520		Fr.1300; S.O.118 [=S.O.118 par.1]	仏法は「一人が債権と債務を兼有するとき、両者を相殺すべし」とし、旧法は「同一人が債権者と債務者とをかねるときは、混同により消滅」とする。「債権が第三者の権利の目的となっている場合」を規定しているのは日法。よって日法を優先。
354	* 123	521 [=521 par.1]	[148]	[S.O.3]	本条の文言は、旧法の前段のそれとほぼ同一。よって旧法を優先。この旧法第 123 条前段は、「期間を定めてした申込は取消しえず」と規定する日法第 521 条第 1 項に基づくと思われる。なお、旧法第 123 条後段は、「期間内のみ承諾可」と規定する独法第 148 条をモデルとしていたものと思われる。つまり、混合条文であった。スイス法は「期間内は申込者を拘束」と規定。
355	122	* 524	[147 par.2]	[S.O.5 par.1]	本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法は「相当の期間内、承諾可」、スイス法および旧法は「相当の期間、申込者を拘束」と規定。よって日本法を優先。
356	121		* 147 par.1	[S.O.4]	混合条文。本条の文言は、「承諾の期限を定めずに」という要件を除き、独法のそれとほぼ同一。旧法は「即座に承諾したときのみ、両者を拘束」と規定し、スイス法は「期間を定めずに面前でなされた申込を相手方が即座に承諾しなかったときは、その申込に拘束力なし」とする。よって独法を優先。
357		[521 par.2]	* 146		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。日法は、単に「期間内に承諾の通知を受け取らなかったときは失効」と規定。よって独法を優先。
358	* 124	522	149	S.O.5 [=S.O.5 par.3]	<p>本条の文言は、旧法、独法、日法のそれとほぼ同一。よって旧法を優先。旧法第 124 条は、独法第 149 条をモデルとしたものと思われる。なおスイス法は「（遅延した）承諾に拘束されることを望まないときは、申込者は遅滞なく遅延の通知を発しなくてはならない」と規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 独法がオリジナルであり、旧法のみならず、日法もスイス法も独法の趣旨を継承したと考えられる。

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
359	127, 128	523 [,528]	* 150		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。日法は「条件を付すなどの変更」とのみ規定。旧法は「承諾は何らの変更も加えずになさねばならず、変更を加えてなした承諾は新たな申込みと見なす」と規定。よって独法を優先。
360		* 525	153		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法は「申込者の死亡または行為能力の喪失は、契約の成立を妨げず」と規定。よって日法を優先。
361	* 118	526, 97 [=97 par.1]	[130 par.1], 151 [=151 sent.1]	S.O.10	混合条文 。本条の構文は明らかに日法をモデルとしており、特に第2項の文言は、日法第526条第2項とほぼ同一。この日法第526条第2項は独法に基づくと思われる。しかしながら、本条第1項は文面は日法ときわめて近いものの、独法ならびに旧法と同様に到達主義を宣言している。よって構文が近い旧法を優先。日法とスイス法は発信主義。結局、本条の元となった旧法第118条も日法526条第2項も、それぞれ独法第130条第1項および第151条をモデルとしたものであって、独法の趣旨に従ったものと言える。
362	131	529	* 657		独法、旧法、日法はほぼ同趣旨。しかし本条の文言の「たとえ報酬の獲得を意図したものでなかったとしても」という容認文は、独法に基づく。よって独法を優先。
363	132	* 530	[658]		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。日法は独法に基づくと思われるが、独法は2項構成。旧法も同趣旨だが、内容を短く単一条文に要約。よって日法を優先。
364	133	* 531	[659]		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法、日法とも、独法をモデルにしていると思われるが、独法および旧法には第3項に当たるものがない。よって日法を優先。
365		[532]	* 661		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。日法も独法に基づくも、「所有権」に関する規定はない。よって独法を優先。
366	116		* 154		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法は「当事者双方が具体的に納得しなければ契約は成立せず」という原則を規定。よって独法を優先。
367			* 155		-
368			* 157		-
369		* 533	320 [=320]	S.O.82, 83	本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。日法は独法第320条1項1文がモデルと思われる

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
			par.1 sent.1]		が、独法の但書は「一方が他方に先駆けて履行する義務を負う場合はその限りにあらず」というもの。スイス法は「総務契約の一方当事者が他方にその債務を履行差せるためには、自らが既に履行したか、その提供をしなければならない。但し、契約の内容または性質から、他方の履行を待つて初めて履行する義務を負う場合はその限りにあらず」というもの。よって日法を優先。
370	[360 No.1]	* 534			本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。日法は危険負担の債権者主義、独法は債務者主義。旧法も債権者主義だが、「不可抗力により債務の履行が不能となっても、債権者は反対給付の義務を免れず」と規定。よって日法を優先。
371		* 535 [=535 par.1, 3]			<ul style="list-style-type: none"> 本条の文言は、日法のそれとほぼ同趣旨だが、両者には違いがある。停止条件付き双務契約で条件が成就していなければ未だ契約の効力は発生していないのだから、債権者に危険を負担させることはできない。だから、第1項は、債務者主義を規定した。ところが、日法の第2項は「物カ債務者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リテ毀損シタルトキハ其毀損ハ債権者ノ負担ニ帰ス」と、再び債権者主義を規定していて、これでは筋が通らない。そこで新法第371条は、日法第2項を無視し、第3項を書き換えた。日法第3項が「物カ債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ毀損シタルトキハ」としているところを、本条第3項は「条件が成就したが、目的物が債権者の責めに帰することができない事由によって損傷した場合」と、更に狭く「目的物が債務者の責めに帰すべき事由によって損傷した場合」とに区別して、それぞれの効果を規定した。つまり、日法とは異なる規定にした。
372		* 536	[323 par.1], 324		混合条文 。本条第1項および第2項前段の文言は、日法第536条第1項および第2項前段のそれと同一で、特定物以外を目的とする双務契約の場合の、危険負担の債務者主義を規定。その意味で、独法の第323条第1項とほぼ同一の趣旨となる。これに対して本条第2項中段及び後段は、独法第324条第1項後段及び同条第2項と同一。よって、総合的に判断して日法を優先。
373			[276 par.2]	* S.O.100 [=S.O.100 par.1]	本条の文言は、スイス法のそれとほぼ同一。独法は故意の免責を無効とするのみで、重過失には言及なし。よってスイス法を優先。

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					<ul style="list-style-type: none"> なお、本条は独法第276条第2項に内容的に近いが、責任主義の原則（故意過失に対する責任）を宣言する同条第2項に相当する条文が本編には存在しない。プレイヤーマン侯はなぜ、この独法276条第1項をどこにも採用しなかったのだろうか、その理由は定かでない。
374	286	* 537	[328 par.1]		<p>本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法の文言は「直接に給付請求する権利を第三者に与えつつ、給付を約定するくことができる」というもの。また独法の第2項は「この第三者の権利については、特段の合意なきときは、契約の事情、特にその目的より解釈する」と規定。旧法は「一方が第三者への給付を約定したときは、他方は第三者への給付を請求でき、第三者もまた直接、給付を請求できる」とのみ規定。よって日法を優先。</p>
375	287	* 538			<p>本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。旧法は、第三者が書面による利益享受の意思を表示することを要求。よって日法を優先。</p>
376		* 539	[334]		<p>本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。日法は独法をモデルにしていると思われるが、独法には「第374条の契約に基づく抗弁」や「その契約の利益を受ける第三者」という連体修飾句はない。よって日法を優先。</p>
377			336	* Jenks 308	<p>本条の文言は、英法ダイジェストのそれとほぼ同一。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお独法は「反対の意思表示がない限り、解約手付けとは見なされない」と規定していて、本条後段とは異なる。
378	353		[337], 338	* Jenks 309	<p>本条の趣旨と構成は、英法ダイジェストのそれとほぼ同一。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、本条第1号の趣旨は独法第337条のそのの相当し、第2号は独法第338条前段にほぼ相当する。旧法は、手付けを基本的に損害賠償額の予定と解釈することを規定し、手付け受領者に債務不履行責任がある場合には、手付け交付者は倍額の支払いを請求できるとする。
379			* 339		-
380			* 340		-

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
381			* 341		-
382			* 342		-
383	350		* 343		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法は、裁判所に過大な違約罰を減額する権限を有することを規定するのみ。よって独法を優先。
384	346		* 344		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法は、債権債務関係が無効または取消可能の場合には、違約罰の合意も無効または取消可能と規定。よって独法を優先。
385			* 345		-
386		* 540	349		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法は、単に「解除は他方に体する意思表示による」と規定するのみ。よって日法を優先。
387		* 541	326 [=326 par.1]		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法は日法のモデルと思われるが、一方が履行遅滞にあるときは、他方は相当の期間を定めると同時に、その期間の過渡後は履行を拒絶する旨を通知しなければならない。よって日法を優先。
388		* 542	361		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法は日法のモデルと思われるが、一方が履行遅滞にあるときは、他方は相当の期間を定めると同時に、その期間の過渡後は履行を拒絶する旨を通知しなければならないとする。よって日法を優先。
389		* 543	325 [=325 par.1]		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法は前段で全部の不能を扱い、不履行に基づく損害賠償または解除を請求可とする。後段で部分的不能を扱う。また、独法第 323 条の準用（損害賠償として受領した代替物の引き渡し請求権など）も規定。よって日法を優先。
390		544	* 356		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。独法は日法のモデルと思われるが、日法は 2 項に分割。よって独法を優先。
391		* 545	346 par.2 [=346 sent.2]		混合条文 。本条第 1 項、第 2 項、第 4 項の文言は、日法第 1 項、第 3 項のそれとほぼ同一。残る第 3 項は、独法第 346 条後段に基づく。よって、総合的に判断して日法を優先。
392		546	* 348		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。日法も同趣旨だが、準用を規定するのみ。よって

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					独法を優先。
393		* 547	355		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法は日法のモデルと思われるが、日法の規定する期間が解除するか否か確答するための期間出あるのに対し、独法が規定するのは解除権行使の期間。よって日法を優先。
394		* 548	350, [351, 352], 353		本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法も同趣旨だが、4条に分けて詳しく規定されている。よって日法を優先。
395	154, 156	697	* 677	[S.O.419]	本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。日法は「義務なくして他人の事務を管理する」こと、旧法は「本人からの委任も、法令による義務づけもなく、他人の事務を管理する」こと、スイス法は単に「本人からの委託なく、その事務を管理する」ことと規定。よって独法を優先。
396	158		* 678	[S.O.420 par.3]	本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法は、本人の意思に反した事務管理の場合の効果をも3号に分けて規定。スイス法は「本人の意思が道徳に反せず、また違法でもない限り、偶発的な出来事にも責任を負う。但し、事務管理なき場合にも生じたであろう場合は、その限りでない」と、責任を限定。よって独法を優先。
397	159		* 679		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法は「公共の利益のため本人に義務づけられた行為」を規定するのみ。よって独法を優先。
398	160	* 698	680	[S.O.420 par.2]	本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。独法は一般的に「急迫の危害から守るため」と規定。スイス法は事務管理者は基本的に過失責任を負うが、「急迫の危害から守るために為された場合は、それを軽減する」と規定。旧法は「急迫の危害から守るための場合には、管理者自らが引き起こした損害に対してのみ責任を負う」とする。よって日法を優先。
399	155, 164, 167	699, 701	* [681]		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。日法、旧法には「遅滞なく本人に通知する」義務が規定されるだけで、「危害の虞のない限り、本人の指示を待つべき」義務、委任規定の準用には言及なし。よって独法を優先。 <ul style="list-style-type: none"> • なお、旧法第155条は、日法をモデルにしていると思われる。

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
400			* 682	[S.O.421]	本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。スイス法は「不当利得の返還義務、および故意にその利得を転売したことに対する責任のみを負う」とする。よって独法を優先。
401	[162]		* [683]	[S.O.422]	<p>混合条文の可能性あり。本条の文言は、独法のそれにほぼ同一。スイス法は「本人は、事務管理が本人の利益に適うものときは、それが管理上必要且つ相当である限り、管理者が支払った費用を償還し、管理者を引き受けた債務から解放し、また損害を賠償する義務を負う」と規定。旧法もまた、「事務管理の故に第三者に対して生じる義務は、本人自身が負担する」と規定。本条第1項後段で準用される第816条は、1925年旧法でも1929年現行法でも同一文であり、「受任者は、業務上の必要から引き受けた債務の履行を委任者に請求できる」とする。よって、総合的に判断して独法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> • なお、本条で第三編（債権各論・契約法）の具体的な条文数に言及されているところに着目すると、本条の編纂時に既に第三編の編成が確定していたのか。また、1925年法と1929年法での条文数とその文言が一致するという事は、この両法は連続するものであって、後者が前者を置き換えたのではないとも推測することができる。本条第1項後段で準用される第816条に言及すれば、ブラヤーマーン侯のIndexでは独法第669条、日法第649条が挙げられているが、これらは費用の前払い義務に関する条文で、むしろスイス債務法第402条、第422条をモデルにした可能性がある。
402	[165, 166], 170		* 684	S.O. [423], 424	本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法には、本条第1項に相当する条文がなく、管理者が業務上取得した権利および財産を本人に引き渡す義務のみを規定。スイス法は、本人の意に反した事務管理の場合でも、本人は受領物の返還義務を負わないと規定。よって独法を優先。
403			* 685		-
404	* 169		686		本条の文言は、旧法のそれとほぼ同一。よって旧法を優先。この旧法第169条は、独法第686条をモデルにしていると思われる。独法は「管理者に、本人の人物につき錯誤があったときは、[意図した本人ではなく] 実際の本人のみが権利を得、義務を負う」と規定。
405	168		* 687		本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。旧法は本条の第1項に対応するのみ。よって独法

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					を優先。
406		703	* 812	[S.O.62]	混合条文 。本条の文言は、その構成に若干の変更が加えられているが、独法のそれとほぼ同一。「そのためその他人に損害を及ぼした」という文言は、日法に基づくと思われる。日法には「その利益が現存する限り」という条件が付されている。スイス法は「違法な方法により、他人の財産から利益を得た者は、その利益を返還しなければならない」と規定。よって独法を優先。
407		* 705	814	S.O.63 [=S.O.63 par.1]	混合条文 。文言は多少異なるが、本条の趣旨は、日法のそれとほぼ同一。ドイツ法は「給付者が給付当時、その義務を負わぬことを知っていた場合、または道義的もしくは儀礼的な理由によって給付した場合」と規定。本条の「自由意思により」という文言は、スイス法による。スイス法は、「義務のない給付を自由意思で行なった者は、それが錯誤であることを立証したときのみ、その返還を請求できるが、道徳的理由で給付した場合、または時効消滅した債務を弁済した場合は、返還請求できない」とする。よって、総合的に判断して日法を優先。
408	* [174]	[706]	813 [=813 par.2], 222 [=222 par.2], 814	S.O.63 [=S.O.63 par.2]	混合条文 。本条第1号、第2号の文言は、旧法のそれとほぼ同一。第3号の内容は、独法やスイス法の規定に基づく。よって、総合的に判断して旧法を優先。
409		* 707		Br.960; Fr.1377	仏法は「錯誤による弁済者はその返還請求権を有するが、債権者が善意で証書を破棄したときは返還を請求できず、真の債務者に対する求償権を行使し得るのみ」とする。本条の条文構成は、日法のそれに近い。よって日法を優先。
410			* 815		-
411		* 708 [=708 sent.1]	817	Br.971; [S.O.66]	混合条文 の可能性。本条の文言は、日法第708条本文およびスイス法のそれとほぼ同一。しかし、スイス法は規制対象を「給付（履行）」に限定していない。独法は違法性が受益者側のみ成立するときは、受益者に返還義務を規定し、給付者側にも違法性がある場合には返還請求を否定。日法は受益者側にのみ違法性が成立する場合を但書で規定しているか

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					ら、独法とは論理が逆。よって、総合的に判断して日法を優先。
412	[176]	[703]		[S.O.62, 64]	<ul style="list-style-type: none"> 不当利得を金銭の場合とそれ以外の財貨の場合に分ける考え方は、独法、スイス法、日法にはない。独自のものか？「悪意の場合は全額、善意の場合は残額を返還」をルールとする。
413	* 176, 177				<ul style="list-style-type: none"> 不当利得を金銭の場合とそれ以外の財貨の場合に分ける考え方。善意・悪意で、受益者の責任を区別。日法第191条、スイス法は「占有者の損害賠償責任」の規定。
414	* 178, 179				<ul style="list-style-type: none"> 善意・悪意で、受益者の責任を区別。
415		* 189			<ul style="list-style-type: none"> 独法、仏法、日法189は、「占有者による果実の善意取得」の規定であって、不当利得の規定ではない。独法818は、不当利得の規定であるが、善意か悪意かは問わない。
416	* [182], 183			Fr.1381; [S.O.65 par.1]	<p>仏法は「物の占有を不当に得た者に対しても、その保全に要した費用は償還すべし」とし、善意悪意の区別はしない。旧法も同様。スイス法は「有益費に関しては、悪意の場合には、返還時に現存する限りで」と限定する。本条の条文構成は、旧法のそれに近い。よって旧法を優先。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、独法と日法はこれを不当利得の問題ではなく、「占有者の費用償還請求権」として処理する。
417			* 996		<ul style="list-style-type: none"> 独法は「占有者の費用償還請求権：有益費」の規定であるが、これを不当利得の規定に書き換えてある。
418	* 185				<ul style="list-style-type: none"> 旧法は、善意の場合と悪意の場合を分けていた（184, 185）が、本条は悪意の場合のみ。善意の場合は、前条417で処理するという趣旨か。
419				* S.O.67 [=S.O.67 par.1]	<ul style="list-style-type: none"> 独法、日法、旧法は、債権の消滅時効。特に不当利得返還請求権の時効を規定しているのは、スイス法のみ。
420	* 186		823 [=823 par.1]		<p>本条の文言は、旧法のそれとほぼ同一。但し、旧法は「精神の常態」および「名誉」も挙げている。旧法は、独法第823条第1項をモデルとしていると思われるが、「旧法第一」の</p>

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					ルールに則って、旧法を優先。
421			* 226		<ul style="list-style-type: none"> 独法のこの条文は本来、不法行為の規定ではなく、総則編中の規定。 なお、独法は明確に「不法な行為」と規定している。タイ法でも、1925年の英語草案では "unlawful act" となっていたが、最終的なタイ語訳では「違法な行為 การอันมิชอบด้วยกฎหมาย」になっている。したがって、翻訳者は "illegal", "unlawful" を明確に用語上区別せず、全てを「違法な」という表現で統一したと考えられる。
422			* 823 par.2		-
423			* 824		<ul style="list-style-type: none"> 旧法では、不法行為の一般原則（186）に「名誉」が挙げられている。
424				* S.O.53 par.1 [=S.O.53]	-
425	* 189				<ul style="list-style-type: none"> 本条の趣旨は、いわゆる「使用者責任（vicarious liability）」ではない。使用者と被用者とは連帯責任を負う。
426	* 190	715 par.3		S.O.55 par.2	本条の文言は、旧法のそれとほぼ同一。日法は「使用者・監督者の賠償責任の規定は、被用者に対する求償権を妨げず」とし、スイス法は「被用者に [本来] 賠償責任がある限り、使用者はこの者に求償することができる」とする。よって旧法を優先。
427					<ul style="list-style-type: none"> 使用者責任の規定を、委任者と受任者の関係に準用する規定は、旧法、日、独、仏、スイスの民法には見当たらず。
428		* 716			-
429	* 188 par.1				<ul style="list-style-type: none"> 責任能力の制限なし。行為無能力者と法定代理人・後見人などが連帯責任を負うという趣旨の規定。
430	* 188 par.2				-
431					<ul style="list-style-type: none"> 不法行為を働いた未成年や心神喪失者に対して、連帯責任を追う親や後見人が求償権を有するという意か。同趣旨の条文は、旧法、日、独、仏、スイスの民法には見当たらず。

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
432	[191], 192	719	* 830	S.O.50 [=S.O.50 par.1, 2]	本条中、第1項および第2項の文言は、独法のそれとほぼ同一。日法は独法をモデルとする。第3項の由来は不明。旧法とスイス法も連帯責任を規定するが、各人の負担すべき割合は裁判所の決定に従うとする。よって、独法を優先。
433		[718]	833, [834]	S.O.56	<ul style="list-style-type: none"> 混合条文の可能性。独法、日法とも、ほぼ同趣旨だが、文言が異なる。どちらかと言うと、独法のそれに近い。第2項後段の文言はスイス法第56条第2項から採用か。
434		* 717	[836 par.1, 837]	Fr.1386; S.O.58	仏法は「修理を怠ったため、または建造方法が違法な場合」に所有者の賠償責任を限定する。独法と日法は「建造方法または保全方法に瑕疵があった場合」に占有者の賠償責任を認める。これに対してスイス法は、損害賠償は所有者の責任とする。なお独法は、占有者が相当の注意を払って予防措置をとっていた場合には賠償責任を否認。日法は、そうした場合には占有者ではなく、所有者に賠償責任があるとする。よって日法を優先。
435				* S.O.59 [=S.O.59 par.1]	-
436				* Br.1529	<ul style="list-style-type: none"> 単に建物に滞在するだけの者の厳格責任を規定する条文は、ブラジル法のみ。旧法、日、独、仏、スイスの民法には見当たらず。
437				Fr.1384 [=1384 par.1]; Br.1527	<ul style="list-style-type: none"> 仏法は、自己の管理下にある者、あるいは物に所作に起因する損害に関する一般規定で、本条とは条文構成が異なる。
438	198			* S.O.43 [=S.O.43 par.1]	混合条文の可能性。本条第1項の文言は、スイス法第1項のそれとほぼ同一。第2項は旧法に近いが、旧法には第1項に当たる規定はない。よって、総合的に判断してスイス法を優先。
439			* 848		-
440			* 849		-
441			* 851		-
442	200	[722 par.2]	* 846 [=846 -> 254]		独法は本来、第三者の請求権に関するもので、そこに債務不履行ならびに不法行為における過失相殺の規定（第254条）が準用される。本条では不履行に関する過失相殺の規定（第

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					223条) が不法行為に準用される。その点で、独法と文言が同一。よって独法を優先。
443			844	* S.O.45	本条の文言は、スイス法のそれとほぼ同趣旨。独法は「殺害の場合には、葬儀の義務を負う者にその費用を賠償」、「犠牲者が第三者に対して法律上の扶養義務を負っていた場合には、その想定される期間、定期金給付によって損害を賠償」と詳しく規定。よってスイス法を優先。
444				* S.O.46	-
445			* 845		-
446			* 847		<ul style="list-style-type: none"> 本条の文言は、独法のそれとほぼ同一。しかし、裁判実務では、慰謝料請求権を規定する本条は適用されていないという。
447		* 723		[S.O.49]	本条の文言は、日法のそれとほぼ同一。スイス法は金銭賠償を優先し、場合によって裁判所は他の救済措置を命ずることができるとする。よって日法を優先。
448	203			* [S.O.60 par.1, 2]	本条の文言は、スイス法第1項および第2項のそれとほぼ同一、独法は3年の時効期間と30年の除斥期間、日法は3年と20年、スイス法は1年と10年、旧法は6か月と10年。よってスイス法を優先。
449	* 196				-
450	* 197				-
451	* 194, 195		229, 230, 231	S.O.52 [=S.O.52 par.3]	本条の文言は、旧法のそれと同一ではないが、それに最も近い。よって旧法を優先。旧法第194条は独法第229条をモデルにし、旧法第195条第1項は同じく独法第230条第1項を、旧法第195条第2項は独法第231条をそれぞれモデルとしたものと思われる。さらに本条第3項は、旧法第195条第2項に従いつつも、むしろ独法第231条の原文に立ち返ったものと思われる。なお、独法第229条は「公権力の適時の救済が期待できないときは、自力救済の目的で他人のものを剥奪もしくは毀損し、または逃亡の虞ある者を拘束し、もしくはその抵抗を抑止しても、それは違法とならない」と規定。スイス法第52条第3項は「自らの適法な請求権を保護する目的で、自力救済に訴えても、公的期間による適時の救済が望め

1925年タイ民商法典 第二編 モデル条文判定理由および訳者覚書

新法	旧法	日本民法	独民法	仏民法・スイス法	モデル条文判定理由・覚書
					ない限り、賠償責任を負わない」と規定。
452				*S.O.57	-